

総統副総統選挙罷免法（1995.08.09 制定）

*抜粋

第 50 条 政党およびいかなる者も次に掲げる行為をしてはならない。

一、選挙期間中、午前 7 時以前あるいは午後 10 時以降に選挙活動および選挙応援を行うこと。ただし、住民の生活や社会の安全を脅かす恐れがないと認められた場合にはこの限りではない。

二、投票当日に選挙活動もしくは選挙応援を行うこと。

三、他の政党あるいは候補者の選挙活動を妨害すること。

四、外国人、中国大陸の住民、香港・マカオの住民を招聘して第 43 条に定める行為を行わせること。

第 43 条 すべての選挙委員会委員、監察委員、職員、地方自治体において選挙事務に携わる者は、選挙公告後、次に掲げる行為をしてはならない。

一、公の場で候補者の応援のために演説を行うこと。

二、選挙集会において候補者のために登壇し応援すること。

三、候補者の応援のために記者会見を開いたり報道機関の取材を受けること。

四、候補者の応援のために印刷物を配布したり掲示したりすること。

五、候補者の応援のために標語、看板、のぼり旗、横断幕などの広告物を掲示すること。

六、マスメディアを利用して候補者の応援をすること。

七、候補者のデモ、選挙活動、募金活動に参加すること。